

記入例

正	副
---	---

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書

※ いずれかに○(第一面)

個人

新規

[記入注意]

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 登録申請社名は、法人の場合、法人の名称、代表者の役職名、氏名を記入。個人の場合は個人名のみを記入してください。
- 3 のある欄は、該当するの中にレ印を付けてください。
- 4 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級
二級
木造 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実に相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 提出日 ※郵送の方は空欄で提出ください。

登録申請者氏名 京都一郎

京都府指定事務所登録機関

一般社団法人京都府建築士事務所協会 会長 殿

新規の方は「〇級建築士事務所」又は「〇級建築設計事務所」を名称の前後に必ずつけてください。

建 事 築 務 士 所		ふり 名	がな 称	一級建築士事務所 京都建築士事務所		
		所	在	地	〒 603-8163 ※申請する事務所所在地 京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階 電話 (075) 334-5277、FAX (075) 334-5377	すれかにチェック
登 録 申 請 者	個 人 と き	ふり 氏	がな 名	きょうと いちろう 京都 一郎	建築士 の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>
	住 所	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町1番地 ※居住地				
	法 人 と き	ふり 名	がな 称			
	所 在 地	※個人事務所については、原則1月1日から同年12月31日となります。				
事業年度の定め		1月1日から [同・翌] 年 12月31日まで				
建 管 築 理 士 事 務 所 建 築 士		ふり 氏	がな 名	きょうと いちろう 京都 一郎	登録番号	第99999号
		一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	修了年月日を記入 ※交付日ではありません	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	※2級・木造のみ記入
		管理建築士講習を修了した年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	修了証番号	999B-99999K	
現登録年月日	登録番号	※記入不要 年 月 日 (京都府)知事登録 第 号	※審査			
新規登録年月日	登録番号	※記入不要 年 月 日 (京都府)知事登録 第 号				

本登録の有効期間は令和 年 月 日までです。

更新登録を受ける場合は、有効期間満了の日前30日である令和 年 月 日までに登録申請を行ってください。

記入例

(第二面)
所属建築十名簿

[記入注意] 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふり 氏	がな 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
きょうと 京都	いちろう 一郎	一級建築士	第99999号	※二級・木造 のみ記入	構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	第0000号 第0000号
						免許証をお持ちの方のみご記入ください。

当該事務所に所属し、設計・工事監理等の業務に携わる建築士をすべてご記入ください。

(管理建築士も含む)

またこの書類に記入しきれない場合は複写してご使用ください。

注意

- ① 氏名の漢字は建築士の免許証に記載通りの漢字体を希望される場合（免許が旧字体の場合）はパソコンで出ないとときは手書きでご記入ください。

② 建築士免許証に通称名・旧姓が記載されている場合は使用可能です。

				それぞれの人数を ご記入ください	

第六号書式（第二十条関係）(A 4)

添付書類(1)

業 務 概 要 書

記入例

〔記入注意〕

- 1 最近のものから順次記入してください。
 - 2 [例]

甲野 太郎

甲野 太郎 東京都

甲野ビル
貸事務所

鉄筋コンクリート
造三階建て延べ500
平方メートル

設計及び
工事監理

平成30.10.1
～令和 2.1.10

記入例

略歴書

該当するものにチェック
兼任の場合は両方にチェック

(登録申請者 管理建築士)

[記入注意]

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

ふり 氏	がな 名	きょうと いちろう 京都 一郎	生年月日	昭和63年8月1日	性別	男
建築士の資格		一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	登 録 番 号	第99999号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
学 歴	年 月	学校名及び学科名			卒業・終了・中退の別	
	平成〇年3月	※ 学部、学科まで記入 京都府建築高校 建築学科			卒業	
職 歴	期 間	勤 务 先			地 位 ・ 職 名	
	年月～年月					
	<ul style="list-style-type: none"> ・直近から6ヶ月は記入してください。 ・「地位・職名」は役職（代表取締役・取締役等）、実際に行っていた業務を記入 注：特に建築士としての業務は詳しく（設計・工事監理・管理建築士・設計補助等） ・前職を退職して6ヶ月以内に申請のときには退職証明書が必要です。 この記入例の場合、(株)□□一級建築士事務所発行の退職証明が必要 					
	令和6年6月 ～現在	事務所設立準備期間				
	平成30年8月 ～令和6年6月	(株)□□一級建築士事務所 ※退職後6ヶ月以内に申請のときには退職証明が必要			設計・工事監理 (免許取得後)	

<略歴例>

注意

- 建築士事務所の登録がないにもかかわらず法第23条に規定する業務（補助業務を除く）を行っていた場合は処分の対象となることがあります。

管理建築士は、建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した者でなければなりません。管理建築士講習の修了証が取消された場合、管理建築士不設置として、建築士事務所登録が取消される場合があります。

(例1：高校を卒業後、建築士事務所に勤務し、現在は施工業務を自営、今回、個人事務所を開設する。)

職 歴	期 間	勤 務 先	地 位 ・ 職 名
	年 月 ～ 年 月		
	令和4年4月 ～現在	●●工務	代表

(例2：大学を卒業後、建築士事務所に勤務し退職後、今回、個人事務所を開設する。)

職 歴	期 間	勤 務 先	地 位 ・ 職 名
	年 月 ～ 年 月		
	令和6年5月 ～現在	事務所設立準備期間	
	平成元年4月 ～令和6年5月	株式会社■■建築 一級建築士事務所 ※退職後6か月以内に申請のときには退職証明が必要	所属建築士、 令和4年2月より管理建築士

(例3：大学を卒業後、建築士事務所に勤務しながら建築士免許を取得、今回退職し個人事務所を開設する。)

職 歴	期 間	勤 務 先	地 位 ・ 職 名
	年 月 ～ 年 月		
	令和6年5月 ～現在	事務所設立準備期間	
	令和1年2月 ～令和6年5月	株式会社●●アーキテクト 一級建築士事務所 ※退職後6か月以内に申請のときには退職証明が必要	所属建築士（設計業務）
	平成30年5月 ～令和1年2月	株式会社●●アーキテクト 一級建築士事務所	設計補助

記入例

第六号書式（第二十条関係）（A4）

添付書類（ハ）

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

登録申請者の氏名又は名称 京都 一郎

京都府指定事務所登録機関
一般社団法人京都府建築士事務所協会 会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所が閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日の以前1年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

- 〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消しつつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。